

議案第 2 号

四條畷市介護保険条例の制定について

次のとおり四條畷市介護保険条例を制定するにつき、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 31 日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

くすのき広域連合の解散に伴い、本市において令和 6 年度以降の介護保険事業を単独実施するために、介護認定に係る審査判定業務を行う四條畷市介護認定審査会を新たに設置いたしたく、本案を提案した。

四條畷市介護保険条例

(四條畷市が行う介護保険)

第1条 四條畷市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数)

第2条 四條畷市介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、30人以内とする。

(規則への委任)

第3条 法令及びこの条例に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(介護認定審査会の委員の任期の特例)

2 この条例の施行後最初に任命される認定審査会の委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表中 「 四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会委員 日額 7,500 」 を

「 四條畷市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画検討委員会委員 日額 7,500
四條畷市介護認定審査会会長 日額 19,000
四條畷市介護認定審査会合議体の長 日額 19,000
四條畷市介護認定審査会委員 日額 18,500 」 に改める。